

となるパッケージソフトウェアの検討は、不要と考えている。また、機能面においても給与計算事務システムは、人事情報管理システムで管理する各種発令情報や減額情報、人事・給与事務申請・届出受付システムで管理する超過勤務や旅費の情報、局外からの関連データなど、様々なデータを取り込み、給与計算を行っている。そのため、給与計算事務システムでは、それらのデータに基づき給与計算できることが必要不可欠である。既存のパッケージソフトウェアは、各システムからのデータ取り込みを考慮したシステムとなっており、改めて給与システムへの入力作業が必要となり、非効率な運用となるため、パッケージソフトウェアを利用するのは困難と考えている。」としている。多くの民間企業が実施している汎用的な業務について、水道局の事務手続を見直し、汎用化した上でのパッケージソフトウェアの導入、アウトラインを図る等、今後の複数年度を前提としたコスト削減の検討が不十分である。

なお、平成 23 年度から平成 25 年度において、固定資産事務システム及び給与計算事務システムのシステム変更・運用のための外部委託費用は表 2-28 及び表 2-29 のとおりであり、決して少ない金額ではない。

表 2-28 平成 23 年度から平成 25 年度 固定資産事務システム関連の委託費用

業務	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運用業務	19,152	17,766	17,514
システム変更業務	62,475	13,650	73,395
合計	81,627	31,416	90,909

(単位:千円)
(水道局作成資料より監査人が作成)

表 2-29 平成 23 年度から平成 25 年度 給与計算事務システム関連の委託費用

業務	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運用業務	41,832	35,910	36,414
システム変更業務	6,615	23,362	20,160
合計	48,447	59,272	56,574

(単位:千円)
(水道局作成資料より監査人が作成)

(意見 1-11) システムインフラの再検討について

水道局は、主要システムの運用費用の約 40% をホストコンピュータの賃借費用と保守料が占めているにもかかわらず、システムインフラ再検討のロードマ

ップを作成していない。そのため、財務会計事務システム等の他システムにおける検討の前提となる水道料金ネットワークシステム (通称: SWAN) 及び多摩水道料金等ネットワークシステム (通称: TAMA) について、システムインフラの再検討を含めたシステム統合ロードマップを策定されたい。
具体的な検討に当たっては、ホストコンピュータといわゆるオープンシステム (サーバーやソフトウェアの仕様が一般に公開されており、特定のメーカーに依存することなく情報システムの導入や変更が可能であるサーバー) 各々のメリット・デメリットを比較検討した上で、システム費用の削減を図ること、情報システムごとに求められる可用性レベル (システムダウンが及ぼす影響度) が異なる点を十分に留意されたい。

④ お客さまセンターの業務効率化について

水道局は、区部に水道局お客さまセンターを、また多摩地区に水道局多摩お客さまセンターを設置して、利用者の引越しや契約変更など各種の申込み、料金や漏水修繕その他の水道に関する問合せを取り扱っている。

お客さまセンターの運用に当たっては、監理団体である PUC が受託しており、平成 25 年度における委託経費は、表 2-19 のとおり、お客さまセンターでは約 21 億円、多摩お客さまセンターでは約 9 億円である。

受託している PUC では、オペレータの適正配置及び利用者サービスのため、各年度で入電件数を見積もるとともに、日々の受電件数や応答率を常時モニタリング (管理) している。

また、電話受付の対応件数及び受付時間については、PUC が水道局に対して、月次運営会議により報告している。

加えて、PUC 及び水道局は、利用者からの問合せ内容の種類、応答時間、内容別応答時間 (例えば長時間に及ぶ内容と応答時間傾向等) など、詳細な分析を実施している。

一方、お客さまセンターの現行の自動音声応答システムは通話混雑時の自動応答及び日曜・休日時の緊急電話番号の案内等のみに使用に限定されている。

この理由としては「お客さまの問合せは水道事業全般で多岐かつ複雑な相談であること、また、水道の使用開始・中止や料金の照会などの受付では、なりすましを防止するため本人確認を徹底しており、個人情報確認等、多くの事

項を確認する必要があることから、自動音声応答システムの利用については、通話混雑時及び日曜・休日時の緊急電話番号の案内などの対応としている。また、個人情報の確認が必要のない一般的な水道料金の計算、支払方法の案内、口座振込やクレジットカード払いの申込書の請求については、水道局ホームページから行えるなど、電話以外の手段での対応も進めている。」とのことである。

なお、水道局では、水道局のホームページを経由した各種問合せの受付もしているが、その受付結果はホストコンピュータ上のマスタファイルを直接的に更新するといった処理ではなく、その受付結果をお客さまセンターのオペレータが画面上で確認した上で改めてシステムに登録するといった、いわゆる間接的なデータ管理が行われている。

また、利用者がインターネットから入力したデータを改めてお客さまセンターのオペレータが確認する理由は「ホストコンピュータのセキュリティ対策として、インターネットと接続していない、水道使用場所の状況の確認による登録の可否を判断している、及び同一番地に複数の建物がある場合等現場調査が必要なものを判断している。」とのことである。

(意見1-12) お客さまセンターの業務効率化について

お客さまセンターにおいて、利用者サービスの向上と費用削減との両立を実現するために、更なる継続的な改善活動として、利用者からの問合せについて、その内容の種類や、内容別応答時間（例えば長時間に及ぶ内容と応答時間傾向等）の定期的な分析を実施されたい。

また、自動音声応答システムについては、通話混雑時の自動応答及び日曜・休日時の緊急電話番号の案内など現行の限られたケースのみの利用ではなく、水道料金の自動照会等、年間を通じて常時使用することも可能であると考えられることから、仮にこのような利用拡大を図った場合の費用削減効果を検討されたい。

さらに、水道局ホームページを経由したインターネット受付については、その受付結果をお客さまセンターのオペレータが利用者にコールバックする場合を除き、可能な限りオペレータが介在しない自動入力化について検討されたい。

⑤ 情報システムにおける個別機能の利活用調査について

水道局が保有する主要システム（水道料金ネットワークシステム、多摩水道料金ネットワークシステム、人事情報管理システム、財務会計事務システム、給与計算事務システム及び固定資産事務システム（固定資産事務システムは、

既にオーブンシステム化されているが水道局仕様のシステムである。))は、水道局のみが利用する独自仕様の情報システムである。

一般的に、汎用的なパッケージソフトウェアではなく、水道局の事業において利活用する機能のみが具備されるため、経年等により利活用がされなくなった個別機能が含まれる傾向にあると言える。

このため、定期的に、情報システムの利活用状況を評価し、利活用度が低い画面、帳票等が存在する場合は、当該プログラム群を特定し、本番環境とは別の環境で管理すべきである。

水道局は、これらの主要システムにおいては、変更の都度、設計書へ反映することにより適切に管理しているとしているが、その情報資産の点検、具体的には未稼働状態にあるプログラムを分離し、別管理するなどの機能整理は実施していない。

これらの情報システムは当面は継続利用されるものと考えられるが、将来的に予想されるシステム更改においては現行資産を有効活用することも想定されるため、現在のように情報資産の点検が未実施のまま、システム更改に向けて現行システムを基に規模を見積もると、利活用されていないプログラムも含まれ、システム規模が過大に見積もられるおそれがある。

情報システムは、他の施設、設備、資産と異なり、使用状況、稼働状況について目視による確認はできないため、利活用調査の必要性を認識されたい。

(意見1-13) 情報システムにおける個別機能の利活用調査について

水道局が保有する主要システム（水道料金ネットワークシステム、多摩水道料金ネットワークシステム、人事情報管理システム、財務会計事務システム、給与計算事務システム及び固定資産事務システム）は、いずれも汎用的なパッケージソフトウェアではないため、水道局の事業において利活用する機能のみが具備されており、経年等により利活用がされなくなった個別機能が含まれる傾向にあると言える。

情報システムは、他の施設、設備、資産と異なり、使用状況、稼働状況について目視による確認ができないため、情報システム全体について、最適なシステム規模を維持し、将来的なシステム更改の際に支障を来すことのないよう、利活用されていない情報システムの個別機能（個別画面、帳票等）を調査し、未稼働状態にあるプログラム群を特定するとともに、本番環境とは別の環境で管理することを図られたい。

4. 水道料金について

(1) 水道料金の設定について

都の水道料金は、以下のとおり、基本料金、従量料金及び消費税・地方消費税（以下、「消費税等」という。）相当額から算定される。

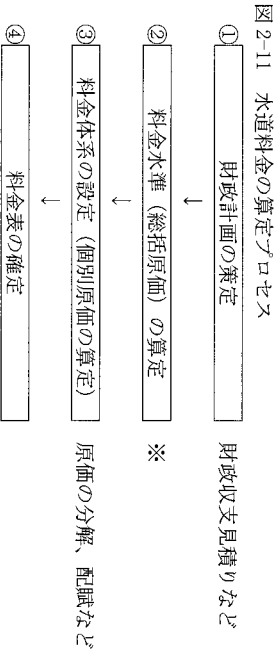
$$\text{水道料金} = (\text{基本料金} + (\text{実際使用水量} - \text{基本水量}) \times \text{従量料金単価}) + \text{消費税等相当額}$$

水道料金は、地方公営企業法第21条及び水道法第14条の規定を根拠法令として、東京都議会（以下、「都議会」という。）の議決を経た東京都給水条例第23条において規定されており、水道法施行規則第12条において、水道料金は、「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」と規定されている。

また、同条に基づき料金の具体的な算定基準を定めた「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会作成）によれば、「過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提」として算定しなければならないとされている。

都の水道料金は、これら関係諸法令等に則って設定されており、料金算定期間の財政収支を合理的に見積もった上で、改定する必要があるかどうかを検討する仕組みになっている。

なお、水道料金の設定に関して、一般的な料金算定プロセスは、図2-11のとおりである。



※ 総括原価の考え方には、資金収支方式と損益収支方式の2通りの考え方がある。

（平成16年2月12日厚生労働省第7回水道ビジョン検討会「追加説明資料2」より抜粋）

なお、図2-11にある②総括原価の考え方については、一般的に、資金収支方式と損益収支方式の2通りの方法がある。これらの考え方は、表2-30のとおりとなる。

表2-30 総括原価の考え方

方式	説明
資金収支方式	料金算定期間内において実際に必要な資金所要額をもとに、総括原価を算定する方法であり、具体的には、収益的支出と資本的支出をそれぞれ算定し、収益的支出のうち減価償却費などの内部留保資金と企業債や国庫補助金などの資本的収入を差し引いた残額を料金対象原価とする方法である。
損益収支方式	この方法では、損益収支方式でいう資産維持費相当額も料金対象原価に含まれて算定される（図2-14及び図2-15参照）。 資本的収入及び支出（主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出）を個別に算定せず、収益的収支（企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出）に事業維持のために必要な一定額の資産維持費（※）を加算して総括原価を算定する方法である。 なお、公益社団法人日本水道協会が公表する「水道料金算定要領」では、この損益収支方式を前提に作成されている。

（平成15年7月23日東京都水道事業経営問題研究会「今後の水道料金のあり方について」より抜粋）

※ 資産維持費は、減価償却費等の内部留保資金だけでは、物価の上昇や震災対策などの施設の高度化に対応する所要額を確保できないため、料金対象原価に含めて利用者から回収しているものである。

総括原価における資金収支方式と損益収支方式の概念図を示すと、図2-12のとおりとなる。

図 2-12 資金収支方式と損益収支方式の概念図

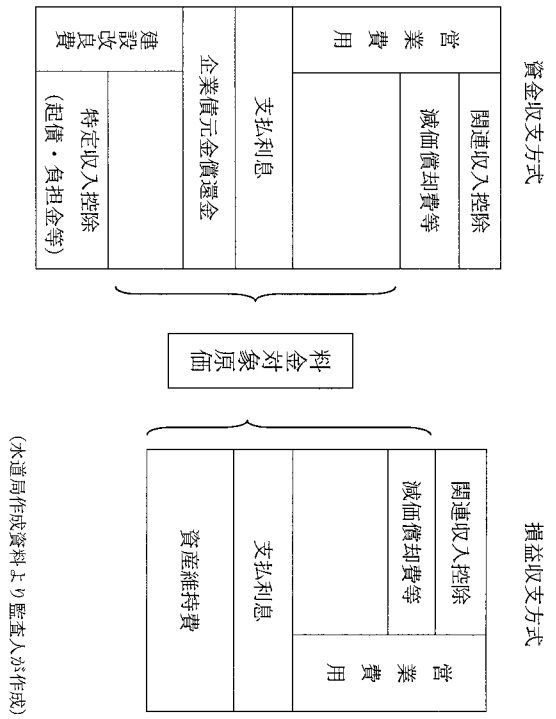
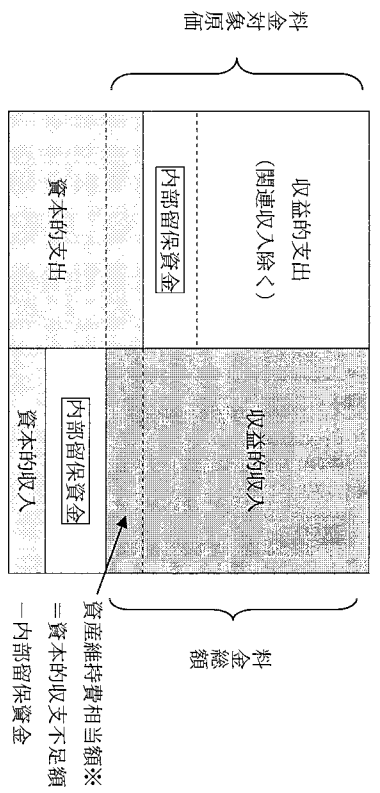
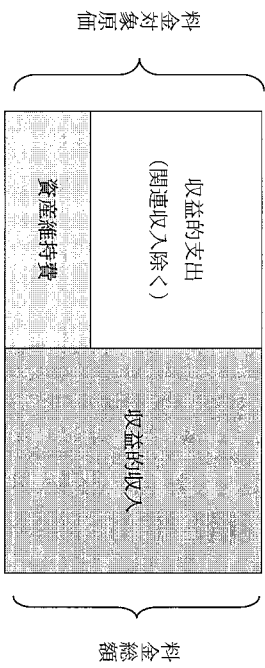


図 2-14 資金収支方式における資産維持費相当額



(平成15年7月23日東京都水道事業経営問題研究会「今後の水道料金制度のあり方について」より抜粋)
 ※ 資本的収支不足額のうち内部留保資金で補填してもなお不足する額については、既存施設の躯体資本維持や施設の高度化に必要な経費(損益収支方式でいう資産維持費に相当)として、これを料金対象原価として捉え、料金収入に反映させている。

図 2-15 損益収支方式における資産維持費



水道事業は、浄水・配水施設及び導送配水管など、大規模な有形固定資産を保有しなければならない事業、いわゆる装置産業である。近年これら固定資産の耐用年数が到来した際の更新について、全国的な論点として話題に挙がっているが、これは都も例外ではなく、平成30年代には、大規模浄水場について、耐用年数が到来し、大規模な更新の時期を迎えることになる。

平成25年12月25日に総務省が公表した「財政計画に係る論点(資料編)」

図2-13 資金収支方式の算定式

総括原価(資金収支方式) =
 (営業費用－関連収入控除－減価償却費等) + 支払利息 + 企業債元金償還金
 + (建設改良費－特定収入控除)

(水道局作成資料より監査人が作成)

によれば、将来の更新投資を水道料金に反映する手法として、固定資産残高に一定割合を乗じて算出した金額を資産維持費として総括原価に織り込む方式が提示されており、全国的な動向として、水道料金の増額改定を採用する水道事業体は増加していくものと考えられる。ただし、資産維持費の論点は、図 2-15 にもあるとおり、損益収支方式を採用している場合に該当するものであり、資金収支方式を採用する都の場合には、当てはまるものではない。

なぜならば、資金収支方式の下では、その計算構造上、資本的収支不足額に内部留保資金を補填してもなお不足する額（資産維持費相当額）については、料金対象原価として捉えられているので、資産維持費相当額は実質的に料金に含まれていると考えられるためである。

(2) 水道料金の改定について

都の水道料金の平成元年以降の改定推移は、表 2-31 のとおりである。消費税率等の変更に伴う改定を除いた場合、平成 17 年 1 月から水道料金は改定されていない。

表 2-31 水道料金の改定推移

改定時期	改定率	通増度 (※1)	改定内容
平成元年 6 月分～	△4.0%	4.69 倍	消費税導入による改定
平成 6 年 6 月 1 日	+16.1%	4.51 倍	
平成 9 年 6 月分～	(※3) +1.9%	4.51 倍	消費税率等変更に伴う改定
平成 17 年 1 月 1 日	△2.2%	4.16 倍	
平成 26 年 6 月分～	(※4) +2.9%	4.16 倍	消費税率等変更に伴う改定

(水道局作成資料より監査人が作成)

※1 通増度とは、水道料金の従量料金 1 m³当たりの最高単価が最も安価な区分の 10 m³使用時の 1 m³当たりの単価の何倍かを示している。

※2 水道料金を 4%値下げした上で、消費税相当 3%を転嫁している。

※3 消費税率等の改正により、消費税等相当を 3%から 5%に改定している。

※4 消費税等率の改正により、消費税等相当を 5%から 8%に改定している。

都の水道料金は料金算定期間の財政収支を合理的に見積もった上で改定する必要があるかどうかを検討する仕組み (図 2-11①参照) になっており、最近 3 年間の財政収支計画は「東京水道経営プラン 2013」に記載されている。

なお、当該プランは「東京水道長期構想-STEP II-」(平成 18 年 11 月策定) 及び「東京水道施設再構築基本構想」(平成 24 年 3 月策定) に基づいて事業計画を策定している。過去 10 年間の財政収支計画とその実績を比較したのが、表 2-32 から表 2-39 である。

表 2-32 財政収支計画① (平成 16 年度から平成 18 年度) 推移

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成 16 年度	415,482	417,667	△2,185	3,652
平成 17 年度	402,812	405,178	△2,366	1,286
平成 18 年度	401,196	402,482	△1,286	—
合計	1,219,490	1,225,327	△5,837	

(水道局「東京水道経営プラン 2004」より抜粋)

表 2-33 財政収支実績① (平成 16 年度から平成 18 年度) 推移

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成 16 年度	386,912	388,840	△1,928	3,909
平成 17 年度	377,978	379,955	△1,977	1,932
平成 18 年度	377,268	377,590	△322	1,610
合計	1,142,158	1,146,385	△4,227	

(水道局ホームページ「財政収支の状況」より監査人が作成)

平成 16 年度から平成 18 年度の財政収支実績 (表 2-33) を見ると、3 年間で財政収支は 42 億 2 千万円の支出超過となっているが、財政収支計画に比べ 16 億 1 千万円減少している。これは、当該期間における起債の抑制を図る一方で、営業費用及び建設改良費を抑制するなどして、財政収支計画よりも収支不足額を圧縮したことによるものと考えられる。

表 2-34 財政収支計画② (平成19年度から平成21年度) 推移

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成19年度	394,495	394,063	432	1,964
平成20年度	385,515	387,007	△1,492	472
平成21年度	388,145	388,617	△472	—
合計	1,168,155	1,169,687	△1,532	—

(単位：百万円)
(水道局「東京水道経営プラン2007」より抜粋)

表 2-35 財政収支実績② (平成19年度から平成21年度) 推移

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成19年度	380,376	379,810	566	2,176
平成20年度	371,552	370,955	597	2,773
平成21年度	368,224	369,434	△1,210	1,563
合計	1,120,152	1,120,199	△47	—

(単位：百万円)
(水道局ホームページ「財政収支の状況」より監査人が作成)

平成19年度から平成21年度の財政収支実績(表2-35)を見ると、結果的に3年間の財政収支は4千万円の支出超過となり、財政収支がおおむね均衡している。これは、財政収支計画①は15億3千万円の支出超過の計画であったが、従来と同様に建設改良費を抑制するなどして、3年間の収支均衡を図ったものと考えられる。

表 2-36 財政収支計画③ (平成22年度から平成24年度) 推移

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成22年度	383,438	376,491	6,947	8,487
平成23年度	384,418	389,904	△5,486	3,001
平成24年度	380,755	383,756	△3,001	—
合計	1,148,611	1,150,151	△1,540	—

(単位：百万円)
(水道局「東京水道経営プラン2010」より抜粋)

表 2-37 財政収支実績③ (平成22年度から平成24年度) 推移

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成22年度	366,377	359,371	7,006	8,569
平成23年度	358,973	364,798	△5,825	2,744
平成24年度	356,602	357,824	△1,222	1,522
合計	1,081,952	1,081,993	△41	—

(単位：百万円)
(水道局ホームページ「財政収支の状況」より監査人が作成)

平成22年度から平成24年度の財政収支実績(表2-37)を見ると、結果的に3年間の財政収支は4千万円の支出超過となり、おおむね財政収支が均衡している。当該期間についても、従来と同様に建設改良費の抑制などを実施した結果、収支均衡を図っているものと考えられる。

表 2-38 財政収支計画④ (平成25年度から平成27年度) 推移

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成25年度	371,865	372,560	△695	802
平成26年度	368,418	369,004	△586	216
平成27年度	373,538	373,754	△216	—
合計	1,113,821	1,115,318	△1,497	—

(単位：百万円)
(水道局「東京水道経営プラン2013」より抜粋)

表 2-39 財政収支実績④ (平成25年度)

年度	収入	支出	収支過不足額	累積収支過不足額
平成25年度	348,610	349,306	△696	826
平成26年度	—	—	—	—
平成27年度	—	—	—	—
合計	348,610	349,306	△696	—

(単位：百万円)
(水道局作成資料より監査人が作成)

平成 25 年度の財政収支実績 (表 2-39) を見ると、結果的に平成 25 年度の財政収支は 6 億 9 千万円の支出超過となっており、財政収支計画と同水準の実績となっている。

水道局では、水道料金の改定を判断するためにおおむね 3 年程度の財政収支計画を立案した上で、当該計画に基づいた年度予算を編成し、毎期の予算を執行する仕組みとなっている。このような仕組みの下では、水道事業者として効率的な運営を実施することが当然に求められ、水道利用者からは、現在の社会・経済状況を背景に、なるべく長期にわたる料金の安定が期待されている。

過去 4 回分の財政収支計画を見ると、いずれの期間も累積収支は均衡した計画が策定されていることから、水道料金の安定性を重視した計画が策定されているものと考えられる。

一方、計画年度別の実績を見てみると、水道料金収入をはじめとした収入の減少分を、建設改良費などの支出を抑制することで、財政収支計画に沿った形で予算執行がなされている。

このように水道料金の安定性は、水道局が予算の枠内で支出調整などを駆使することで守られており、水道料金の改定が乱発されることを回避している。

(3) 将来の人口減少への対応について

「東京水道経営プラン 2013」は、四半世紀から 100 年先までを見据えた水道施設の再構築に向けた長期的な構想に基づいて策定されている。

この長期的な構想では、将来人口は減少するであろうと想定しつつも、当分の間、東京の人口は増加していくとの見込みの下、策定されている。

また、気候変動や産業構造の変化など将来の様々な変動リスクに耐えられるよう、現在の供給能力と同水準の能力を備えた施設を構築することを前提として策定されている。すなわち、水道局では、確保すべき水道施設能力は、将来想定される一日最大配水量 600 万 m³に、補修等による施設能力低下量 80 万 m³を加えた日量 680 万 m³程度の施設能力が必要であると判断し、これに基づいて水道施設の再構築を行う計画を策定している。

(4) 水道料金の減免について

水道料金の減免制度は、主に 2 つの制度に分類される。一つは、生活困窮者等に対する救済措置としての制度であり、もう一つは、生活関連業種に対する支援のための減額制度である。

なお、ここでのいう生活困窮者等とは、生活保護受給世帯、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯、中国残留邦人等支援給付及び東日本大震災被災者を意味し、生活関連業種とは、公衆浴場、社会福祉施設、用字型皮革関連企業及びめっき業を意味している。

いずれの制度も政策的な見地から取り入れられた都独自の制度であり、その減免による減収分の一部は、一般会計から水道事業会計へ「料金特別措置補填金」として繰り入れられている。

平成 25 年度決算においては、表 2-40 のとおり、35 億 6 千万円の減免がなされている。これには、消費税等相当額 1 億 7 千万円が含まれているため、実質的な減収分は約 34 億円といえる。これに対し、当該減免額に対する一般会計からの「料金特別措置補填金」は、29 億 1 千万円となっており、水道利用者の実質的な減免額に係る負担としては 4 億 9 千万円となっている。

減免制度の総件数及び総金額の推移は、表 2-40 のとおりであり、1 件当たりの減免月額におおむね変動はないものの、総件数及び総金額が年々増加傾向にあることが分かる。

表 2-40 水道料金の減免件数及び減免金額の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
減免件数 (件)	4,353,222	4,582,442	4,739,603
減免金額 (千円)	3,251,297	3,445,420	3,567,272
1 件当たりの減免月額 (円) (※)	747	752	753

(水道局作成資料より監査人が作成)

(注) 減免件数は、使用月の 1 か月分を 1 件としている。表 2-41 及び表 2-43 の件数も同様である。

※ 1 件当たりの減免月額は、(減免金額 ÷ 減免件数) で算定している。

① 生活困窮者等に対する減免制度について

この減免制度は、全国一律に導入されているものではないが、都において設けられているものであり、生活困窮者等に対する救済措置として、基本料金等の免除措置を行う制度である。具体的には基本料金と 1 か月当たり 10m³までの

従量料金の合計額が減免される。

表 2-41 生活困窮者等に対する減免件数及び減免金額の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
減免件数 (件)	4,310,701	4,538,024	4,693,324
減免金額 (千円)	2,886,332	3,068,175	3,179,216

(水道局作成資料より監査人が作成)

この減免制度の対象者は表 2-42 のとおりであるが、このうち (ア) 及び (ウ) の対象者については、生活保護法等による扶助制度と水道料金減免による扶助制度の 2 つの制度から支援を受けている面がある。

表 2-42 減免制度の対象者

(ア)	生活保護法による、「生活扶助」、「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方
(イ)	「児童扶養手当」又は「特別児童扶養手当」を受給されている方
(ウ)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等による「生活支援給付」、「住宅支援給付」、「医療支援給付」又は「介護支援給付」を受給されている方
(エ)	東日本大震災による避難者の方で、都内に避難し居住している方及び避難者の方が同居している世帯

(水道局「事業概要 平成 26 年版」及び水道局ホームページより監査人が作成)

② 生活関連業種に対する減額制度について

この減額制度は、生活関連業種に対する支援のため、水道料金の減額措置を行う制度である。

表 2-43 生活関連業種に対する減額件数及び減額金額の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
減額件数 (件)	42,521	44,418	46,279
減額金額 (千円)	364,964	377,245	388,056

(水道局作成資料より監査人が作成)

この減額制度の対象となる業種及び具体的な減額措置は表 2-44 のとおりである。

表 2-44 減額制度の対象となる業種及び具体的な減額措置

業種	具体的な減額措置
公共浴場営業	従量料金について、1 か月当たり 5 m ³ を超える使用水量 1 m ³ につき 15 円を乗じて得た額に 100 分の 108 を乗じて得た額
社会福祉施設	基本料金及び従量料金の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額の 10%
めっき業	1 か月当たり 150 m ³ を超える使用水量に係る従量料金に 100 分の 108 を乗じて得た額の 10%
用水型皮革関連企業	1 か月当たり 100 m ³ を超える使用水量に係る従量料金に 100 分の 108 を乗じて得た額の 20%

(水道局「事業概要 平成 26 年版」及び水道局ホームページより監査人が作成)

水道局では、特定の生活関連業種について減額制度を設けている。

この減額制度は、昭和 50 年 9 月に 159.57% の水道料金の改定を実施した際に、都議会において「都民生活に与える影響を緩和するため、浴場関係、社会福祉施設及び低所得世帯層等、特に必要と思われるものに対しては、特別の減額措置を講ずべきである。」として料金改定の付帯決議として議決された経緯があり、この緩和措置の趣旨を受けて、限定的、例外的、暫定的に減額措置を導入し、現在に至っている。なお、めっき業、用水型皮革関連企業についても同様である。

水道局の説明によれば、平成 25 年 3 月の都議会において、「都内の景気は下げ止まっているとされるものの、都民生活、中小企業の業況等は依然として厳しい状況にあり、ここで減額制度が終了することになれば、低所得者世帯や用水型企業等に多大な影響を与えることになる」ことから、平成 25 年 4 月以降も引き続き減額制度を継続することが決議されており、この決議を受け、現在に至っているとのことである。